

改正案	現行
<p>(総則) 第一条 (略) 2 5 4 (略) 5 この規則に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。 6 5 12 (略)</p>	<p>(総則) 第一条 (略) 2 5 4 (略) 5 この規則に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。 6 5 12 (略)</p>
<p>(監督員) 第九条 (略) 2 5 4 (略) 5 発注者が監督員を置いたときは、この規則に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて発注者に到達したものとみなす。 6 (略)</p>	<p>(監督員) 第九条 (略) 2 5 4 (略) 5 発注者が監督員を置いたときは、この規則に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて発注者に到達したものとみなす。 6 (略)</p>
<p>(発注者の催告によらない解除権) 第四十五条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 一 5 八 (略) 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。 十 (略) 十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、 イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者の他その経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他その経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。</p>	<p>(発注者の催告によらない解除権) 第四十五条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 一 5 八 (略) 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。 十 (略) 十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、 イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>
<p>ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。 ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用する等していると認められるとき。 ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難</p>	<p>ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。 ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 ニ (新設) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難</p>

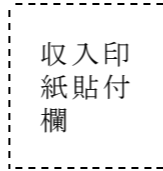
されるべき関係を有していると認められるとき。
へ・ト (略)
十二 (略)

されるべき関係を有していると認められるとき。
へ・ト (略)
十二 (略)

(改正案)

様式第 1 号

工事請負契約書



次の工事に関し，発注者と受注者は，別添の徳島県公共工事標準請負契約約款によつて請負契約を締結し，信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

1 工 事 名
2 路 線 名 等
3 工 事 箇 所
4 工 期 着工 年 月 日
完成 年 月 日

5 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯

6 請 負 代 金 額 _____
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 _____

7 契 約 保 証 金 _____

8 前 金 払 の 特 約 _____ の前金払をする
ことができる。

9 の 特 約

1.0 建設発生土の搬出先等

1.1 解体工事に要する費用等

この契約の締結を証するため，この契約書 通を作成し，当事者記名押印の上，各自その 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 徳島県 [印]

受注者 住 所

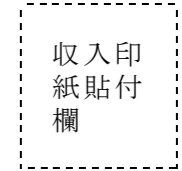
氏 名 [印]

(法人にあつては，主たる営業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(現行)

様式第 1 号

工事請負契約書



次の工事に関し，発注者と受注者は，別添の徳島県公共工事標準請負契約約款によつて請負契約を締結し，信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

1 工 事 名
2 路 線 名 等
3 工 事 箇 所
4 工 期 着工 年 月 日
完成 年 月 日

5 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯

6 請 負 代 金 額 _____
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 _____

7 契 約 保 証 金 _____

8 前 金 払 の 特 約 _____ の前金払をする
ことができる。

9 の 特 約

(新設)

1.0 解体工事に要する費用等

この契約の締結を証するため，この契約書 通を作成し，当事者記名押印の上，各自その 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 徳島県 [印]

受注者 住 所

氏 名 [印]

(法人にあつては，主たる営業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)